

江津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書

1. 業務の名称

江津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

2. 事業の目的

市内消費を喚起し、物価高騰の影響を強く受けている飲食業、サービス業、小売業などの事業者を支援するとともに地域経済の活性化を図る。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間で必要な期間。

4. 委託業務内容

受託した提案者（以下「受託者」という）は事務局を設置し、江津市内の中小・小規模事業者を中心とした事業者を参加店舗とし、江津市民を中心とした一般消費者が、江津市内で二次元コード決済などの電子的なキャッシュレス決済を行った金額の一部をポイントとして還元するキャンペーンを実施する。また、本キャンペーンを利用しようとする江津市民及び参加希望店舗のサポート、事業の進捗及び予算、還元ポイント原資の管理など、本事業の事務局運営を行う。

(1) キャンペーン実施期間

契約締結から令和8年2月末日までのうち、任意の期間とする。

※企画提案書において提案し、別途江津市と協議すること

(2) 事業費

提案限度額は消費税及び地方消費税を含め本事業に係る経費の一切を含めて60,000千円以内とする。

ただし、還元ポイント原資については50,000千円以上とし、事務経費は提案限度額からポイント還元原資を除いた額の範囲内とする。

受託者が本事業を遂行するにあたり、必要となる一切の費用を含み、江津市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 事務局設置

(ア) 運營業務全般、全体統括やキャンペーン対象店舗の整理等、キャッシュレス決済事業者との調整。

(イ) キャンペーン利用状況を把握し、速やかに集計結果を江津市へ報告できるようデータを管理すること。

(ウ) 事業者に対して、キャンペーン実施に関する告知を行い、参加を希望する事業者に対しては、キャッシュレス決済導入からキャンペーン終了まで、迅速かつ十分なサポートを行うこと。

(エ) 江津市民を中心とした一般消費者に対して、キャンペーンの実施に関する告知を行い、キャンペーンの利用を希望する市民のサポートを行うこと。

(オ) 参加店舗の募集状況、問い合わせ件数及び対応内容のデータ管理を行い、定期的に報告すること。

(カ) 本業務実施に伴う、全般的なスケジュール管理を行うこと。

(キ) キャンペーン終了後、参加店舗へのアンケート調査や各種調査を実施し、経済効果の検証を行い、成果物として提出すること。

(ク) その他、関係機関との連絡調整等、本キャンペーンの遂行にあたり必要な業務を行うこと。

(4) キャンペーン内容

提案するキャンペーン内容は企画提案書において提案すること。

還元率：商品購入額の一定割合で、20%以内とすること。

(可能であれば、市内事業者と市外事業者で還元率を変える)

還元上限額：一回当たりの還元上限額を設定すること。

期間内還元上限額：利用者一人あたりのキャンペーン期間内の還元上限額を設定すること。

(5) 広報について

契約締結後速やかに、本キャンペーンの広報チラシや販促物作成、事業者への周知活動、ホームページ等広告媒体での周知活動などの広報を積極的に行うこと。利用者にとってもわかりやすく、混乱のないキャンペーンとなるよう努めること。

(6) 専用ホームページ等の作成

専用ホームページ又は専用アプリ等において、利用者自らがキャンペーン詳細を確認できること。なお、利用者の利便性の観点から、利用したい店舗がスムーズに見つけられるような工夫・提案を必ず入れること。

(7) コールセンターの設置

キャンペーン全体に関すること、利用者、事業者からの問い合わせ先として、コールセンターを設置すること。

コールセンター業務の内容については企画提案書において提案すること。

(8) 店舗の参加資格

江津市内に所在し、本事業の対象となるキャッシュレス決済を既に導入し、もしくは、今後導入を予定している店舗とする。ただし、次に該当する事業者の店舗は除外するものとする。

(ア) 特定の宗教及び政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者。

(イ) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）または、暴力団を利用又は関与したと認められる事業者。

(ウ) その他、江津市が参加不相当と判断した事業者。

(9) 対象店舗

対象店舗については事前に江津市と十分協議すること。

5. 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め江津市が認めた場合はこの限りではない。

(この場合江津市暴力団排除条例〔平成24年江津市条例第1号〕第2条第1号に規定する

暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、並びにそれらと密接な関係を有する者に委託し、又は請け負わせてはならない。)

6. 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後一括払いとする。なお、事業費に変更が生じた際は江津市と受託者で協議し、必要があれば変更契約を締結すること。

7. 成果物について

(1) 本業務における成果物は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (ア) 事業報告書 | 2部 |
| (イ) その他、調査データ等の業務実施に関連する資料 | 一式 |
| (ウ) 上記(ア)(イ)における電子データ | 一式(CD-R) |

(2) 成果物については江津市の検査を受けることとし、江津市から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正すること。

(3) 成果物は全て江津市に帰属するものとし、受託者は江津市の承認を得ずに使用または公表しないこと。

8. その他

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度江津市と受託者が協議し定めるものとする。

(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。また本業務を通じて知り得た資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(4) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

(5) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに江津市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、当該措置に係る費用は受託者の負担とする。

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者から取り扱いを委託された個人情報の漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のために、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。具体的な安全管理措置の内容については、発注者と受注者の協議の上で別途定める。

2 受注者は、安全管理措置を徹底するため、個人情報の取り扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

(従業員の監督)

第6 受注者は、自己の役員および従業員（以下「従業員」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 受注者は、実際に個人情報を取り扱う従業員の範囲を限定した上で、当該従業員に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受注者は、従業員が退職する場合、当該従業員に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書を提出させた上で、在任もしくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還または破棄を義務付けるものとする。

(第三者への委託等の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(再委託先の監督)

第 9 受注者は、本件業務の遂行上、個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、以下の事項を発注者に通知するものとする。

- (1) 再委託する旨
- (2) 再委託先の名称および住所

2 受注者は、再委託先に対して、本契約で定められている受注者の義務と同等の義務（再委託先において安全管理措置を講じることを含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 10 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 11 受注者はこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 12 受注者はこの契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 13 発注者は、受注者が契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(漏えい等発生時の対応)

第 14 受注者は、個人情報の漏えい等の発生を認識し、または発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するとともに、漏えい等の拡大または再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合、受注者が講ずべき措置については、発注者と受注者の協議の上で別途定める。ただし、緊急に措置を講ずる必要がある場合には、発注者が当該措置の内容を決定し、直ちに当該措置を実施した上で、発注者との間で協議を行い、今後の対応を決定する。

(事故報告)

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第 16 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。